

米子市個人情報保護条例の改正について

1 改正理由

米子市個人情報保護条例は、そもそも平成12年4月に制定し、その後の淀江町との合併にあっても、従前の規定を踏襲しながら、新たな「米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）」として制定した。

一方、国は、平成15年に「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号「行政機関個人情報保護法」）」を制定している。

行政機関個人情報保護法（以下「行政機関法」という。）の制定後、国は、地方公共団体に対し、この法律の内容を踏まえた条例の制定や所要の見直しを検討するよう要請している。そのため、各地方公共団体においては、現在、法に準じ条例の制定、改正を行っている。

そこで、本市においても、行政機関法をはじめとする個人情報の保護に関する法令等との整合を図るため、米子市個人情報保護条例に関し、所要の見直しをするものである。

2 主な改正点

- (1) 定義の追加及び法との用語の統一について
- (2) 個人情報取扱事務の登録除外について
- (3) 委託業者及び指定管理者の適用について
- (4) 罰則規定の追加について

3 改正点

- (1) 定義（現行条例第2条関係）
 - ア「実施機関の職員」及び「保有個人情報」の定義を追加する。
 - イ「独立行政法人等及び地方独立行政法人」を国及び地方公共団体と同様に取り扱う。
- (2) 実施機関等の責務（現行条例第3条関係）
 - 実施機関の職員及び職員であった者に対する責務を追加する。
- (3) 個人情報取扱事務（現行条例第6条関係）
 - 個人情報取扱事務登録の登録除外規定を追加する。
- (4) 委託に伴う措置等（現行条例第10条関係）
 - 指定管理者に対する措置等を追加する。
- (5) 実施機関の開示義務（現行条例第13条関係）
 - 米子市情報公開条例の非公開情報と行政機関法の非開示情報との整合を図る。
- (6) 裁量的開示（現行条例第15条）
 - 行政機関法との整合を図る。
- (7) 訂正の請求（現行条例第21条）
 - 行政機関法と用語を合わせる。
- (8) 利用停止の請求（新設）
 - 削除の請求（現行条例第22条）及び中止の請求（現行条例第23条）を廃止し、行政機関法で規定している利用停止の請求を新設する。
- (9) 訂正等の請求の手續（現行条例第24条、改正素案第23条）
 - 訂正等の手續を追加する。
- (10) 自己情報の提供先への通知（新設）
 - 行政機関法と同様の規定を新設する。
- (11) 審査会への諮問（現行条例第29条）
 - 審査会に諮問を必要としない場合を追加する。
- (12) 罰則規定の新設（新設）
 - 行政機関法に準じて罰則規定を新設する。

4 改正内容

(1) 定義(現行条例第2条)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- (2) 実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条の規定により教育委員会がその服務について監督権限を有する者を含む。)をいう。
- (3) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(米子市情報公開条例(平成17年米子市条例第22号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下「国等」という。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。

【説明】

この度の改正に必要な用語の定義規定の見直しを行う。

ア 「実施機関の職員」の定義について(第2号)

条例の諸規定を遵守する主体である実施機関の職員の範囲を明確にするとともに、罰則規定(改正素案第6章第37条から第42条まで)の導入に伴い、罰則の対象となる実施機関の職員を定義し、罰則の主体を明確にする。

なお、「実施機関の職員」は、一般職又は特別職及び常勤又は非常勤であるかを問わず、市の実施機関に所属するすべての職員をいう。

また、県が給与を負担するとされている市立学校の教職員は、法令、市の条例及び規則並びに市の教育委員会規則及び規定に従い、かつ、市の教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に従うものとされているので、実施機関の職員に含めるものとする。

イ 「保有個人情報」の定義について(第4号)

本条例において、実施機関における個人情報の取扱いに関する規則、開示及び訂正等の請求の対象となる個人情報の範囲を定めるため、行政機関法第2条第3項と同様に「保有個人情報」を定義する。

ウ 第5号関係

独立行政法人等及び地方独立行政法人については、その公共的性格にかんがみ、別途、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、あるいは個別の条例等により規律されることから、独立行政法人等及び地方公共団体を国及び地方公共団体と同様の取扱いとし、「国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人」を、以下「国等」と定義する。

(2) 実施機関等の責務(現行条例第3条)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の主旨を十分に理解し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関及び**実施機関の職員**は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

3 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

【説明】

現行条例第3条第2項で職員の責務について規定しているが、罰則規定を設けるため職員の責務をより具体的に規定するとともに、委託に伴う措置等を定めた現行条例第10条第3項(改正素案第10条の2)に表記を合わせるため、実施機関の職員又は職員であった者に対する責務を追加規定する。

(3) 個人情報取扱事務の届出等(現行条例第6条)

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報取扱事務の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、次の各号に掲げる個人情報については適用しない。

(1) 実施機関の職員又は国等の職員若しくは役員に関する個人情報で、専らその職務の遂行に關するもの

(3) 公報、出版、報道等により公にされているもの

一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの

前各号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの

【説明】

個人情報取扱事務登録の登録除外規定について追加する。

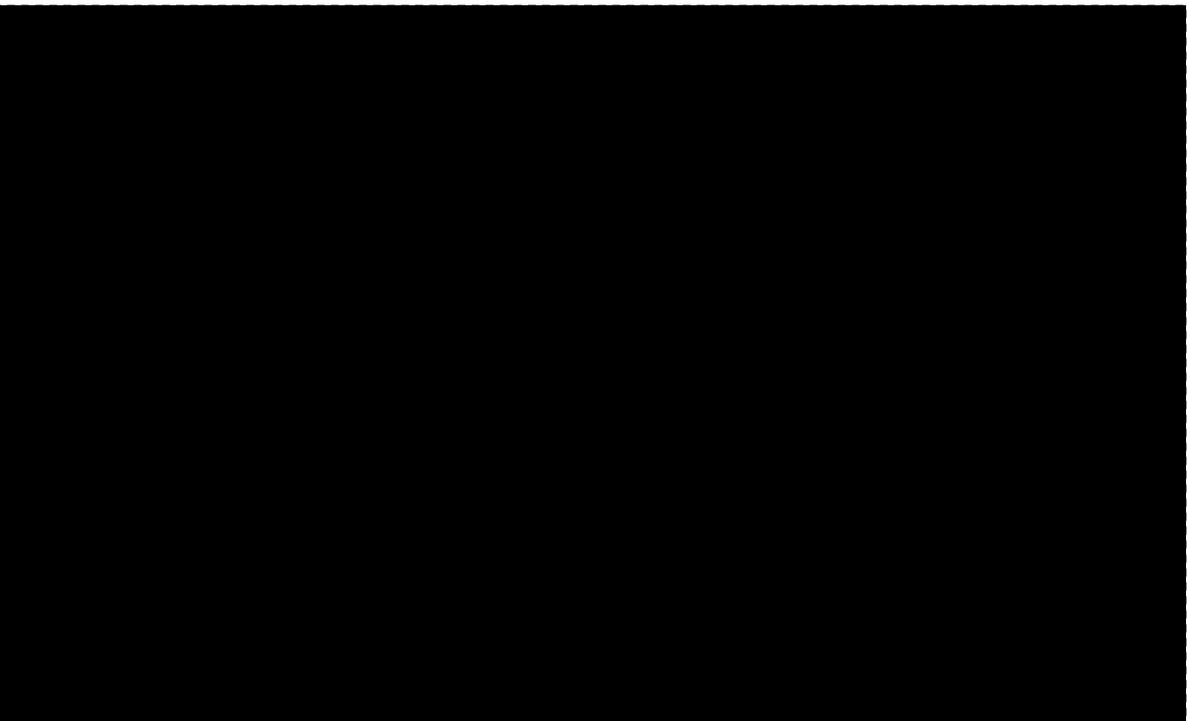
ア 第3項関係

火災や地震等の災害、事故、犯罪等の人為的危険等から、個人の生命、身体又は財産の安全を守るためなどで個人情報取扱事務の届出を出す時間的な余裕がない、緊急かつやむを得ない場合は、個人情報取扱事務を開始等した日以後において届出をすることができる旨を規定する。

イ 第5項関係

個人の権利利益を侵害するおそれの少ない個人情報については、個人情報取扱事務登録から除外し、事務の効率化を図る。

(4) 指定管理者の責務等について(現行条例第10条関係)



【説明】

指定管理者制度導入に伴い、個人情報取扱事務を実施機関が実施機関以外の者に委託する場合と同様に、個人情報の保護を図る観点から指定管理者(従事者)に対しても受託者(従事者)と同様の規定を設ける。

また、実施機関及び受託者又は指定管理者が個人情報を保護するため講ずべき措置を明確にするため、実施機関の講ずべき措置を上記条例第10条(現行第10条第1項)に、受託者及び指定管理者又はその従事者が講ずべき措置を第10条の2(現行条例第2条及

び第3条)に分けて規定する。

(5) 実施機関の開示義務(現行条例第13条)



【説明】

公文書に記載されている個人に関する情報の中には、情報公開条例上、非公開情報に該当するものがある場合があり、これと合わせて行政機関法における不開示情報(同法第14条)との整合を図りつつ、開示しないとする情報(不開示情報)を追加規定する。

ア 第2号関係

行政機関法第14条第1号と同様に、「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」について非開示情報とする規定を設ける。

イ 第6号関係

自己情報開示請求の対象公文書の中には、情報公開条例の非公開情報に該当する情報が記載されている場合があるため、現行条例には記載されていない、情報公開条例7条第2号から第7号までの非公開情報を、不開示情報として追加規定する。

なお、現行条例第13条第3号に規定する不開示情報は、新たに設ける本条第6号(情報公開条例第7条第7号)の規定で対応することが可能であるので、削除する。

行政機関法第14条の不開示情報と改正素案第13条の不開示情報との対照表

行政機関法第14条の非開示情報	改正素案第13条の非開示情報
	法令秘情報(個人) 第1号
生命等を害する情報 第1号	第2号
	評価、診断等の情報 第3号
	法定代理人の請求による未成年者の情報 第4号
開示請求者以外の個人情報 第2号	第5号
法人等情報 第3号	第6号(情報公開条例第7条第2号)
国の安全に関する情報 第4号	
公共安全情報 第5号	第6号(情報公開条例第7条第3号)
	法令秘情報(公)
	第6号(情報公開条例第7条第4号)
審議、検討、協議に関する情報 第6号	第6号(情報公開条例第7条第5号)
事務事業情報 第7号	第6号(情報公開条例第7条第6号、7号)

(6) 裁量的開示(現行条例第15条)



【説明】

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対して、当該個人情報を開示することができる場合として、現行条例では、公益上特に必要があると認める場合としているが、行政機関法第16条(裁量的開示)では、不開示情報が含まれていても開示できる場合を、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認める場合としているため、現行条例の「公益上」を「個人の権利利益を保護するため」と修正し、行政機関法と同様の規定を設ける。

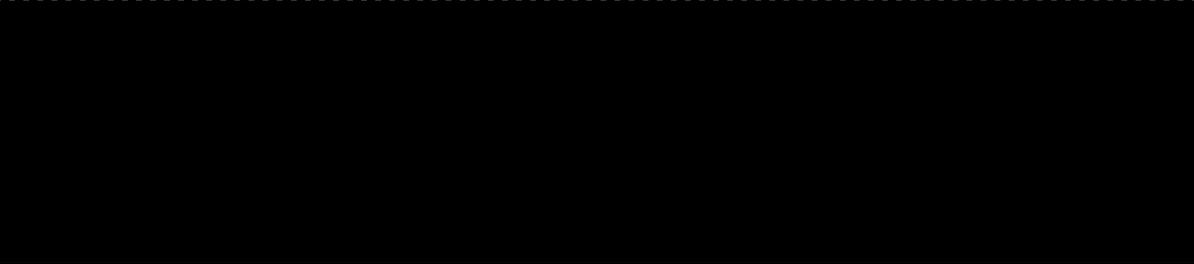
(7) 訂正の請求(現行条例第21条)



【説明】

行政機関法第27条(訂正請求権)と表現の整合を図り、自己情報に誤りがあった場合、訂正の結果すべてがなくなる抹消という表現を、削除という表現に置き換える。

(8) 利用停止の請求(新設)

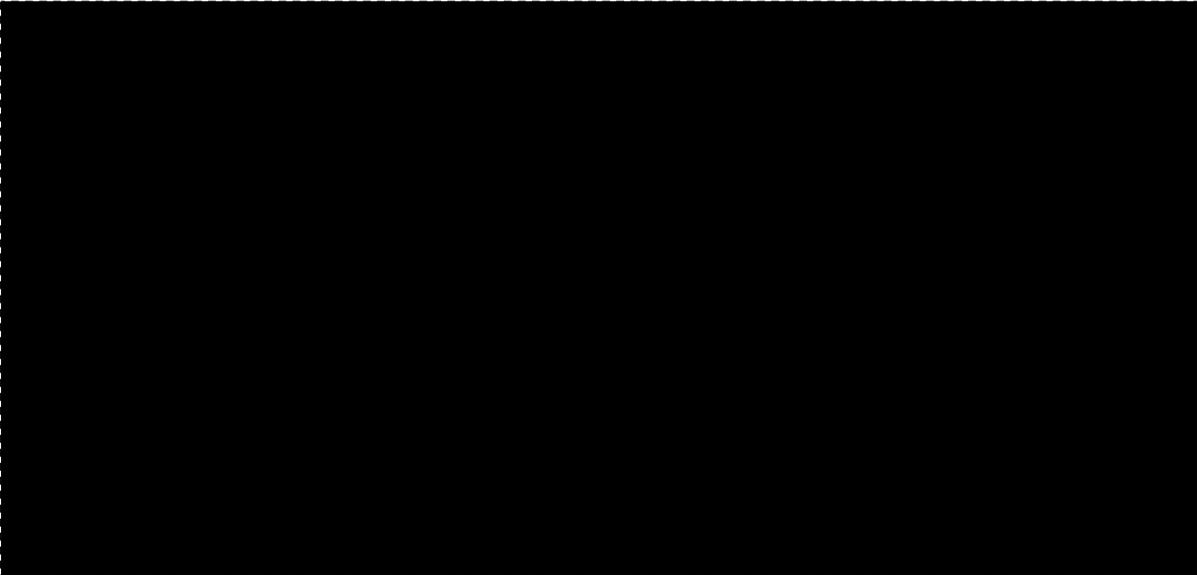


【説明】

行政機関法では、保有個人情報^{（一）}が適法に取得・保有されていない場合又は違法に保有個人情報^{（一）}を利用・提供されている場合は、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求することができる旨を行政機関法第36条（利用停止請求権）で規定している。

現行条例においては、同趣旨の規定を、条例第22条（削除の請求）及び第23条（中止の請求）で規定しているが、行政機関法と整合を図るため、現行条例第22条及び第23条を削除し、それに代わる利用停止の請求権を新設する。

（9）訂正等の請求の手続（現行条例第24条、改正素案第23条）



【説明】

ア 第2項関係

訂正等請求をするには、当該保有個人情報^{（一）}が記載された公文書の存在及び内容が請求者に明らかになっている必要があるとともに、開示の決定がなされたものをその対象とするため、訂正等請求の対象となる自己情報を、自己情報開示請求に基づき開示を受けた自己情報に限定する。

イ 第3号関係

訂正等請求は、自己情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない旨を規定する。これは、保有個人情報の更新または廃棄により、訂正等請求の利益が失われる可能性が高くなるようにするとともに、訂正等請求の内容を立証するための資料等を収集するためには相当の期間が必要であると考えられることを考慮し、合理的な期間として90日以内という期間を設定したものである。

ウ 第4号関係

訂正等請求をする者は、当該訂正等の内容が事実と合致することを証する書類を提示又は提出しなければならない旨を規定し、訂正等請求の内容が事実と合致することを証する資料の提出を義務付ける。

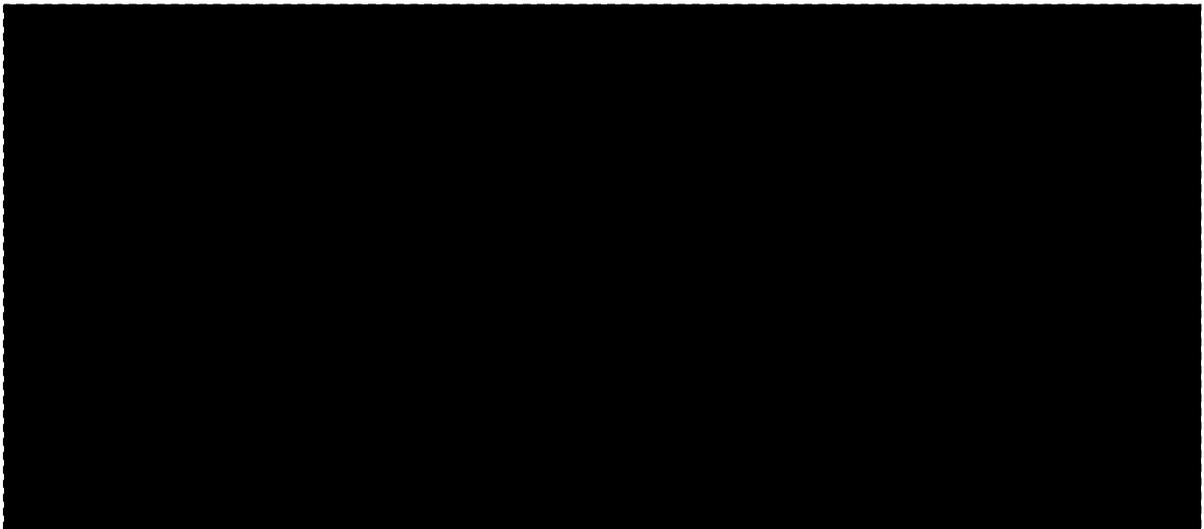
(10) 自己情報の提供先への通知(新設)



【説明】

行政機関法第35条で規定している、訂正等決定に基づく個人情報の訂正等を実施した場合の当該個人情報の提供先へその旨を通知することについて、現行条例では明文化されていないので、行政機関法と同様に明文化する。

(11) 審査会への諮問(現行条例第29条)



【説明】

ア 第2号関係

不服申立てに係る非開示決定や一部開示決定を取り消し又は変更して、これを全部開示とする以上、自己情報開示請求者が不服申立て人の場合、当該不服申立人にとっては審査会に諮問して審査を仰ぐまでもなく、満足する結果が得られることになるため、原則として諮問を不要とする。ただし、当該開示決定等について意見書が出される場合には、全部開示することは、当該意見書を提出した者の利益を害することになるので、諮問を要するものとする。

イ 第3号関係

上記と同様、不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認した訂正等をする場合、当該不服申立人にとっては審査会に諮問して審査を仰ぐまでもなく、満足する結果が得られることになるため、諮問を不要とする。

(12) 罰則規定について(新設)

【趣旨】

行政機関法では、個人情報の漏えいに関し、職員には、地方公務員法第34条及び第60条に守秘義務と罰則規定が設けられおり、刑罰のほか、地方公務員法第32条及び第29条第1項第1号に法令遵守義務と懲戒処分が設けられていること、また、受託従事者等については、契約解除や損害賠償などの民事上の制裁でしばりをかけている。これらのことより、個人情報の適正な取扱いが確保されていると考えられ、現行条例には罰則規定は設けられていなかった。

しかし、最近の個人情報の漏えい事件の発生及び高度情報通信社会の進展に伴い個人情報保護に対する市民の意識が一層高まっていること、電子情報化された個人情報が漏えいされた場合には、膨大な個人情報の流出をもたらすこと、かつその被害が極めて甚大なものとなる可能性があることから、個人情報の適正な取扱いの確保は、これまで以上に強く要請されており、また、行政機関法で罰則規定を設けている国も、条例に罰則規定のない地方公共団体については、早急に罰則規定を設けることを検討するとともに、行政機関法では罰則の対象でない受託業者に対しても罰則を設けるよう要請されている。

したがって、行政機関法の罰則規定と同様に、実施機関の職員、元職員又は受託業務若しくは指定管理業務の従事者若しくは元従事者に対する罰則規定を設ける。また、行政機関法では罰則の対象者ではないが、受託業務又は指定管理業務に係る個人情報の漏えい等の防止を図り個人情報の安全管理を担保するため、違反行為のあった従事者等に対し指揮監督権を有する法人等(受託者及び指定管理者)に対しても罰則を設ける。

【罰則対象職員】

一般職の地方公務員は、地方公務員法上、服務規律として「秘密を守る義務」が課せられ(同法第34条)、かかる義務に違反した場合、同法第60条第2号の罰則(1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)が適用される。(一般職の国家公務員については、国家公務員法第109条第12号に同様の規定がある。)

しかし、高度情報通信社会の進展による個人情報の利用の拡大により、個人情報の漏えい等の危険が増大し、いったん漏えい等が発生した場合の被害は甚大なものとなるおそれがあるため、国家公務員等においては、行政機関法により個人情報の違法な取扱いによる漏えい行為等についてより重い罰則を設け、当該規定においては、特別職の国家公務員(大臣、副大臣、大臣政務官、審議会委員等)も含め、国の行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務従事者若しくは従事していた者も適用対象としている。また、独立行政法人等においても独立行政法人等法により同様の罰則が設けられている。

したがって、本市においても、個人の権利利益を保護するという観点から、一般職又は特別職及び常勤又は非常勤であるかを問わず、市の実施機関に所属するすべての職員を罰則の対象とする。

また、県が給与を負担するとされている市立学校の教職員は、法令、市の条例及び規則並びに市の教育委員会規則及び規定に従い、かつ、市の教育委員会その他職務上の上司の職務上の命令に従うものとされているので、実施機関の職員に含めるものとし、罰則の対象とする。

【説明】

特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものについては、個人情報が漏えいされた場合には、膨大な個人情報の流出をもたらし、かつその被害が極めて甚大なものとなる可能性があり、市政に対する市民の信頼を著しく損なうこととなる。したがって、正当な理由がなく当該保有個人情報を提供した者（実施機関の職員、元職員又は受託業務及び指定管理業務の従事者、元従事者）に対し、行政機関法第53条に準じた量刑を科す。

【説明】

本条は、前条で対象としている個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（全部又は一部を複製、又は加工したものを含む。）のみならず、保有個人情報全般を対象とし、提供のみならず、盗み利用する行為を対象としている。

これは、前条に掲げる特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものが正当な理由なく提供された場合ほど被害の広範性はないが、個々に与える被害の甚大性は異なることはないこと、また、保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為は、本市の個人情報の適切な取扱いに対する信頼を著しく損なうため、「不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用」という行為の悪質性を考慮し、行政機関法第54条に準じた量刑を科す。

的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【説明】

本条は、実施機関の職員に限定しており（職員であった者は含まない。）、その職権を濫用して、専らその職務用以外の用に供することを目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときの罰則を規定したものである。実施機関の職員については、提供又は盗用だけでなく、職権を濫用して「収集」する行為も処罰することとしたものである。

これは、職権を濫用して個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を収集することは、個人の秘密の漏えい、盗用の予備的携帯とみることができ、また、本市の個人情報の適正な取扱いに対する信頼を著しく損なうものであるため、行政機関法第55条に準じた量刑を科す。

【説明】

行政機関法では、受託者等は罰則対象ではないが、違反行為のあった受託業務従事者等に対し指揮監督権を有する法人等に対しても罰則規定を設けることにより、受託業務や指定管理業務に係る個人情報の漏えい等の防止を図り個人情報の安全管理を担保するため、受託者及び指定管理者に対して両罰規定を置く。

【説明】

条例の地域的効力として、条例の効力の及ぶ地域の範囲は当該地方公共団体の区域内に限られ、属地主義を原則としている。しかし、受託者が市外の事業者であってその事業を市外で行うなど、保有個人情報が市外で取り扱われる場合において、罰則違反の行為地が市外である場合でも、違反行為者に対して罰則の効力を及ぼすべきであるため、罰則が属地主義の例外であることを明らかにし、罰則に規定する行為が市外で実行された場合においても、罰則が適用されるよう規定を置く。（行政機関法第56条）

者は、5万円以下の過料に処する。

【説明】

現行条例において開示請求時及び開示実施時に慎重な本人確認を行うこととして成りすましの防止に努めているが、開示請求権の適正な行使を担保するために行政機関法と同趣旨の、偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者に対する過料を科すものである。

なお、行政機関法第57条（10万円以下の過料）に対応したものであるが、条例によって科すことのできる過料は5万円以下とされているため（地方自治法第14条第3項）「5万円以下の過料」とする。